

[illegible]

IFRS 財団の評議員会による体制及び有効性についてのレビュー及びIASBによるアジェンダ協議

有限責任 あずさ監査法人 IFRS アドバイザリー室

シニアマネジャー 松尾 洋孝

マネジャー 大津 喬章

国際会計基準審議会（以下「IASB」という）の監督機関である、国際財務報告基準財団（以下「IFRS 財団」という）の評議員会は、2015 年 7 月 7 日、意見募集「IFRS 財団の評議員会による体制及び有効性についてのレビュー：レビューにあたっての論点」を公表しました。意見募集の目的は、IFRS 財団の体制とその有効性をよりよくするために一般からコメントを求めることにあります。

また、IASB は 2015 年 8 月 11 日、意見募集「2015 年アジェンダ協議」を公表しました。アジェンダ協議を行う目的は、財務報告に関心のあるすべての市場関係者から、IASB の作業計画の戦略的な方向性と全体的なバランス、また、3 年に一度行うアジェンダ協議の間隔が妥当かどうかについてコメントを求めることにあります。

コメント期限はそれぞれ 2015 年 11 月 30 日、2015 年 12 月 31 日となっています。本稿では、公表されたこれらの文書についてその概要を解説します。

なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



まつお ひろたか
松尾 洋孝

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
シニアマネジャー



おおつ たかあき
大津 喬章

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
マネジャー

【ポイント】

- IFRS 財団の評議員会は、IFRS の妥当性、IFRS の首尾一貫した適用、並びに IFRS 財団のガバナンス及び資金調達モデル等に関して、コメントを求めている。
- IFRS の妥当性に関して、IASB が現在、焦点を当てている業務以外に、対象とする企業の種類又は報告方法の種類について業務を拡大すべきかどうか、及び IFRS タクソノミに関する戦略等についてコメントを求めている。
- IFRS の首尾一貫した適用に関して、IFRS 財団の支援活動等についてコメントを求めている。
- IFRS 財団のガバナンスに関して、IFRS 財団の評議員会及び IASB のボードの構成員・定数に関する要件の見直し、並びに資金調達モデル等に関してコメントを求めている。
- IASB は、アジェンダ協議において、2016 年半ばから 2020 年半ばまでの作業計画における優先順位についてコメントを求めている。
- IASB は、3 年に一度行うアジェンダ協議の間隔が妥当かどうかについてコメントを求めている。

I

「IFRS財団の評議員会による体制及び有効性についてのレビュー：レビューにあたっての論点」

1. 目的及び背景

IFRS財団の評議員会（以下「評議員会」という）から、2015年7月7日、意見募集「IFRS財団の評議員会による体制及び有効性についてのレビュー：レビューにあたっての論点」が公表されました。IFRS財団の定款は、評議員会がIFRS財団の体制及びその有効性について、5年ごとにレビューを行うことを要求しており、今回の意見募集もその一環として行われています。意見募集の目的は、IFRS財団の体制及びその有効性をよりよくするために一般からコメントを求めることにあります（コメント期限：2015年11月30日）。

評議員会は、2015年から2017年の主要な戦略目標として以下の4点を識別しています。

- (1) 公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で、理解可能な、強制力のあるグローバルに認められた単一の組の財務報告基準を開発すること
- (2) IFRSのグローバルな採用を追求すること
- (3) グローバルにIFRSの首尾一貫した適用及び導入を支援すること
- (4) 組織としてのIFRS財団が独立して、安定しており、説明責任を果たしていることを確実にすること

評議員会は、今回のレビューを、この4つの戦略目標に関連させて行うことを予定しています。また、この意見募集では、特に以下の3つの領域について、コメントを求めています。

① IFRSの妥当性

- (a) IASBが現在、焦点に当てている業務以外に、対象とする企業の種類又は報告方法の種類について業務を拡大すべきかどうかを検討すること
- (b) IFRSタクソノミに関するIFRS財団の戦略について意見を求めること
- (c) IFRSの妥当性を維持する上で技術の進歩が与える影響を考慮すること

② IFRSの首尾一貫した適用

- (d) IFRSの首尾一貫した適用を支援するためにIFRS財団が適切な行動を取っているかどうか、及び追加で実施できること、すべきことがないかを検討すること

③ IFRS財団のガバナンス及び資金調達

- (e) IFRS財団の現在のガバナンス構造を検討すること
- (f) 評議員の地理的分布、専門家としての経歴に関して適切なバランスを確保する方法、及び任期に関する定款の規定を見直すこと
- (g) 定款に定められた、体制及び有効性のレビューの対象及び頻度を検討すること
- (h) ボードの最適な定員数及びボード・メンバーの地理的分布、常勤と非常勤及び専門家としての経歴のバランス並びに任期を含む、IASBに関する定款の規定を見直すこと
- (i) IFRS財団の資金調達モデル及びこれを強化する方法について意見を求めること

2. IFRSの妥当性を確実に維持すること

① 営利企業以外の企業の会計基準を開発すべきか？

財務報告及びより広範な企業による報告は急速に進展しており、IASBの業務の範囲を広げるべきであるとの声が市場関係者から寄せられています。

IASBのこれまでの業務は、民間の営利企業、主として公的な説明責任を有する企業に焦点を当ててきましたが、中小規模の企業（SME）も扱ってきました。今回のレビューにおいて、評議員会は、IFRSの妥当性を確実に維持するという文脈において、IFRSが対象とする範囲を拡大すべきかどうかについて検討しています。

公的企業及び非営利企業の会計基準について、国際的に首尾一貫したものが求められています。

公的企業に関しては、国際公会計基準審議会（IPSASB）が開発する国際公会計基準（IPSAS）があります。発生主義会計による財務報告を扱うIPSASはIFRSに基づいており、これらの基準は公的企業に適用されます。IFRS財団（及びモニタリング・ボード）の業務の範囲をIPSASBのガバナンスにまで広げるかどうかについて、評議員会は2014年に検討し、少なくとも短中期的にIPSASBについて責任を負うことはできないとの結論に至りました。その見解は今回のレビューにおいても変わっていません。

非営利企業に関しては、IASBやIPSASBに相当する国際的な機関が存在せず、国際的な会計基準を求める声があります。評議員会は、非営利企業の財務報告基準の透明性を確保することを強く支持しており、これを開発する国際的な会計基準設定主体が存在しないことから、IFRS財団が業務の範囲を拡大し、非営利企業も扱うこととすべきかどうかについて、意見を歓迎するとしています。

② IFRS情報の境界線

最近では非IFRS情報の報告が話題になっています。これには、代替的業績指標（APM）の報告だけではなく、情報が財務諸表に含まれるかどうか含まれます。情報が財務諸表に含まれるかどうかは、その情報が監査対象となるかどうか、ま

た、企業の一般目的の財務報告書のどの部分で表示されるかに影響します。

非IFRS情報の報告の増大は、IFRSの妥当性に対するリスクや、現在のIFRS財務諸表一式だけでは企業が考える「真の」財務業績及び財政状態を報告する手段とならないことを反映していると見る市場関係者もいます。評議員会は、IASBと同様に、IFRSにより作成された財務諸表は企業の財務業績及び財政状態を公正に表示するとの仮定を前提にしていますが、非IFRS情報の問題は、IASBが競争力を有する技術的な論点であるとも考えています。

IASBは現在、この問題を開示イニシアティブにおいて扱っています。評議員会はIASBのアジェンダを決定することができないため、非IFRS情報に関する作業に関する提案は、後述するIASBのアジェンダ協議において検討すべきであると考えています。

③ より広範な企業による報告

より広範な企業による報告は年々進展しており、特に国際統合報告評議会 (IIRC) が定義する統合報告 (<IR>) が有名です。2013年12月、IIRCは国際<IR>フレームワークを開発しました。

IFRS財団はこの<IR>フレームワークの開発に関与してきました。IASBの議長がIIRCの評議員となり、IFRS財団のスタッフがIIRCのワーキング・グループ及びテクニカル・タスク・フォースのメンバーとなっていました。

評議員会は、IFRS財団及びIASBがこのような取組みに参加することが重要であると考えています。一方で、評議員会は、伝統的な財務報告の境界の外にその業務の範囲を広げるよりも、他の団体と協力する形をとる方が適切であると考えています。

④ 構造化されたデジタル報告におけるIFRSの妥当性：

IFRSタクソノミ

IASBの会計基準は、それが紙に印刷されたものであるか、構造化されたデータ形式により電子化されたものであるかを問わず、企業が一般目的の財務報告書を作成することが要求されていることを前提に開発されています。IASBがIFRSタクソノミを作成する理由の1つは、構造化された形式によるIFRSのデジタルな表現の正確性を期するためです。

評議員会は、デジタルな世界において自らの使命を達成するために、IFRSタクソノミを自ら開発し、これを維持することが重要であると考えています。個々の法域、又は他の団体が、複数のタクソノミを開発した場合比較可能性は達成されず、他者によって開発された電子的な標準がIFRSブランドを毀損するリスクがあります。

⑤ より広範な技術の進歩に直面したIFRSの妥当性

技術は、財務報告書に含まれる情報を革新的な方法で伝達

できるようにする可能性があります。技術はまた、より大きく、複雑で、ますます構造化されていないデータ内を検索し、処理できるようにする可能性があります。IFRSタクソノミが引き続き、構造化されたデータの利用者を支援する可能性が高いものの、新しいツールによっては構造化されたデータと構造化されていないデータの両方について、他の方法がより適切となる可能性があります。新しいツールを会計基準設定プロセスに用いることができる可能性もあり、IASBの会計基準の書き方に影響する可能性があります。

IFRS財団は、技術がどのように変化し、IASBによるIFRSタクソノミ等がどのようにこれらの変化に対応すべきかについてリサーチを行う予定です。また、評議員会は、より一般的に、財務情報がどのように共有され、アクセスされるのかについて、技術がどのような影響を与える可能性があるかのIFRS財団の検討はまだ初期段階にあり、評議員会は、市場関係者からのコメントを歓迎するとしています。

3. IFRSの首尾一貫した適用

① 明確で、理解可能で強制可能な会計基準

IASBのデュー・プロセス・ハンドブックは、会計基準を最終化するにあたり、それが明確で、理解可能で強制可能なものであることを確実にするにあたってIASBが従うべき手続を定めています。評議員会は、これらの手続が適切であると考えています。

IFRSの採用にあたり、多くの法域では会計基準を英語から他の言語に翻訳することが要求されています。評議員会はこの点を念頭に、新しい会計基準を起草する場合には、他の言語に容易に翻訳可能な言葉づかいをする必要があることを考慮することを提案しています。

② 原則ベースの会計基準の開発と整合するガイダンス

IASB及びIFRS解釈指針委員会は、会計基準の原則を首尾一貫した形で理解し、適用するうえで必要な場合に、適用指針及び設例を提供しています。IASBではさらに、以下の2つの移行リソース・グループ (TRG) を設置しています。

- IFRS 第15号の公表を受け、収益認識 TRG (米国財務会計基準審議会 (FASB) と共同)
- IFRS 第9号の公表を受け、金融商品の減損 TRG

TRGはガイダンスを公表しません。TRGが検討した個々の論点について、手当てが必要であるかどうか、必要である場合にそれが何であるかは、IASBが決定することになります。

これらのTRGが設置されたからといって、今後も必ずTRGが設置されるというわけではありません。TRGは比較的新しいメカニズムであり、評議員会は、実務における経験が蓄積されてから見直しが必要かどうかを検討する予定です。

③ 他者との協力

2013年9月、IFRS財団と国際証券監督者機構（IOSCO）は、IFRSの開発及びIFRSの適用をグローバルに首尾一貫させるための協力を深めることで合意しました。この協定は2015年の後半に見直される予定ですが、IFRS財団はIOSCOとの協力はうまくいっており、評議員会は協定が延長されることを望んでいます。また、2014年7月には欧州証券市場監督局（ESMA）と、相互に利益となる領域について協力することで合意しており、IFRS財団はこの協力もうまくいっていると考えています。

IASBは、適時に適用上の論点について情報を入手するための適切なプロセスを設けています。これまでの作業は主としてIASBと証券規制当局との関係を深めることに置かれてきましたが、監査監督当局、各国の会計士団体及び各国の基準設定主体とも関係を深めています。

④ IFRS解釈指針委員会

過去のレビューにおいて評議員会は、IFRS解釈指針委員会がより積極的な役割を果たすことを提案しました。具体的には、実務におけるばらつきに対処するため、IFRS解釈指針委員会に以下の追加的な手段を与えることを提案しました。

- IFRIC 解釈指針の開発だけでなく、年次改善プロセス、又は年次プロセスの範囲を超える範囲を限定した改訂を通じ、会計基準を改訂し、強制力のある規定を補強する
- 追加の設例の提案、IFRS教育イニシアティブへの追加の教材の作成依頼、又は追加の作業を行わない場合のアジェンダに関する意思決定の説明等による、強制力のない指針又は説明を提供する

これらの提案に基づき、IFRS解釈指針委員会の活動は活発になっています。

⑤ 適用後レビュー

IASBは、新しい会計基準及び主要な会計基準の改訂について、適用後レビュー（PIR）を実施することを約束しており、そのことはデュー・プロセス・ハンドブックに明記されています。PIRは、通常、新しい規定が強制適用されてから2年後に開始されます。

最初のPIRはIFRS第8号について実施されましたが、デュー・プロセス監督委員会（DPOC）はこのPIRにおいて実施された手続をレビューし、将来のPIRにおいても同様の手続を実施することが適切であると判断しました。評議員会は、PIRについてより多くの経験が蓄積されたところでプロセスのレビューを行う予定であり、その際には、PIRの結果が必ずしも会計基準の変更をもたらさないことを前提に、最終のPIR報告書における提案がどのように扱われたのかも検討する予定です。目下、評議員会が関心を持っているのは、会計基準が強制適用されて2年後という期間が適切かどうかということです。デュー・プロセス・ハンドブックは、初期的な評価を行った結

果、PIRを延期することもできるとしています。

4. 組織としてのIFRS財団：ガバナンス

① 3層構造

IFRS財団は現在、3層構造になっています。

- (1) モニタリング・ボードによるIFRS財団の公的説明責任
- (2) 評議員会によるガバナンス及び監督
- (3) IASB及びIFRS解釈指針委員会による会計基準の開発及び関連する活動

評議員会は、この3層構造がIFRS財団の基礎をなすものであり、これを継続すべきであると考えていますが、この3層構造が機能しているかどうか、また、改善の提案があればそれを歓迎するとしています。

② 評議員会の構成

IFRS財団の定款において、評議員会は、評議員の地理的分布を考慮することとされています。「地域無限定」の評議員を指名することによって、適切な地理的分布のバランスを柔軟に保つことができるとの考えから、評議員会は、「地域無限定」の評議員を増やすことを提案しています。具体的には、次のような提案を行っています。

地域	現行の定款	定款変更案
アジア・オセアニア	6名	5名
欧州	6名	5名
北米	6名	5名
アフリカ	1名	1名
南米	1名	1名
地域無限定	2名	5名
合計	22名	22名

また、IFRS財団の定款において、評議員会はグループとして、専門家としての経歴に関し適切なバランスを取る必要性を定めています。経歴に関して具体的な人数は定めていませんが、通常、評議員のうち2名は主要な会計事務所のシニア・パートナーの経験者でなければならないという記述があります。評議員会は、このように定款が具体的な経歴を特定し続けることが適切かどうかについて検討する予定です。

評議員会は、定款で定められている評議員の権利及び義務は適切であると考え、今回の見直しに関して変更を行うことは予定していません。IFRS財団は常に、改善できることはすぐに改善すべきであるものの、組織としては一定の安定性も必要であることから、全体の戦略及び有効性の見直しについて、遅くとも前回の見直しの完了から5年後に開始すべきである旨を明示するように、定款の文言を修正する予定です。

③ IASBの構成

評議員会は、2012年にIASBのボード・メンバーの数を14名から16名に増員しました。この決定は、当時から賛否両論があり、今回のレビューにおいて評議員会はIASBのボード・メンバーの適切な数についてコメントを求めています。

2014年以後、IASBは暫定的に14名のボード・メンバーで運営されています。評議員会がこの方が良いと考える理由としては、コミュニケーションが容易になることや、個々のボード・メンバーが責任をもって関与するようになること等が挙げられています。

今回のレビューでは、評議員会はボード・メンバーを13名にすることを提案しています。地理的分布と合わせ、次の提案を行っています。

地域	現行の定款	現在の構成	定款変更案
アジア・オセアニア	4名	4名	3名
欧州	4名	3名	3名
北米	4名	3名	3名
アフリカ	1名	1名	1名
南米	1名	1名	1名
地域無限定	2名	2名	2名
合計	16名	14名	13名

なお、この提案が採用された場合、評議員会は、会計基準又は解釈指針を公表する際の議決要件を変更する必要があると考えています。具体的には、ボード・メンバーが13名であれば、現在と同じく9名の賛成が必要であるものの、13名よりも少ない場合には8名の賛成を必要とすることを提案しています。

④ IASBのボード・メンバーの経歴

IASBのボード・メンバーの経歴に関するバランスに関して、IFRS財団の定款は、評議員会が、IASBが組織として、監査人、作成者、利用者及び学識者の直近の実務上の経験がバランスよく提供できるようにIASBメンバーを選任しなければならないと定めています。評議員会は、それぞれの経歴についての数値規準を導入することを意図しておらず、ある程度の柔軟性を保つことを望んでいます。現行の定款の書き方では、IASBのボード・メンバーの専門家としての経歴について過度に制約的であるとも言えます。

このため、評議員会は、IASBにおける専門家としての経歴の組合せには、監査人、作成者、利用者、学識者及び市場又は金融規制当局を含めなければならないという文言に変更することを提案しています。最後の「市場又は金融規制当局」が新しく追加されることになります。

⑤ IASBのボード・メンバーの任期

IASBのボード・メンバーの任期に関して、IFRS財団の定款では、最初は5年の任期で任命し、3年を任期とする1回の再任（議長及び副議長は5年を任期とする1回の再任）を認めるとしています。評議員会は、IASBが、実務から離れて長期間が経過したボード・メンバーにより構成されてしまうとする懸念があることを認識していますが、同時に、IASBのボード・メンバーを最も有効に活用することの必要性も認識しています。評議員会は、再任の任期について柔軟性を持たせ、IASBのボード・メンバーの任期について、最大で5年を任期とする1回の再任を可能とするように定款を修正することを提案しています。

5. 組織としてのIFRS財団：資金調達

評議員会は、過去数年にわたり、IFRS財団が幅広く持続可能な資金源を持つように努力してきました。2006年以来、評議員会はその国の相対的なGDPに比例するように、各国において企業に賦課金を課すか公的に支持された資金調達を行う国別の資金調達モデルを採用してきました。IFRSの資金調達の大半はこのモデルに基づいて行われています。評議員会は、この資金調達モデルが適切であり、変更することは考えていません。

しかし、実際にはIFRS財団の資金調達は以下の3つの柱から成り立っています。

- 第1の柱：公的に支持された資金調達
- 第2の柱：民間による拠出（会計事務所からの拠出を含む）
- 第3の柱：出版物の販売及び関連する活動（特に、ロイヤルティーや著作権使用料）

① 公的に支持された拠出

IFRS財団の収入の半分超は各国からの公的に支持された拠出によるものです。最大の拠出者は欧州連合（EU）であり、各国からの拠出は年々増えています。一方で、GDPに基づく割当額に拠出が満たない国や、まったく拠出していない国もあります。この結果、GDPに基づく割当だけでは完全に資金が調達できない状態にあります。

② 会計事務所からの拠出

IFRS財団の収入の4分の1弱は会計事務所からの拠出によるものです。評議員会は、大手の会計事務所からの拠出水準が一部の市場関係者から見てIASBの独立性に対する潜在的なリスクであると懸念されていることを承知しています。しかし、上記の公的に支持された拠出だけでは完全に資金が調達できない以上、評議員会としては、引き続き、会計事務所からの拠出も求めることを明確にしています。

③ 自ら生み出す収入

評議員会は、IFRS財団の財務上の独立性を高めることを助ける手段として、IFRS財団が自ら収入を生み出すことによって調達する資金を増やすことができないかを調査しています。この際、評議員会は、IFRS財団が公益に資することを使命とする組織であり、コアとなる会計基準は無償で提供しなければならないこととの適切なバランスを維持する必要性を認識しています。

Ⅱ 「2015年アジェンダ協議」

1. 目的及び背景

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックに従い、IASBは3年に一度、ワーク・プラン（作業計画）について公開の協議を行うことになっています。2011年にIASBは初めて公開の協議を行っています。

今回の意見募集は、2016年半ば（今回のアジェンダ協議の完了予定時期）から2020年半ば（次回のアジェンダ協議の完了期日）までのIASBの作業計画における優先順位について、コメントを求めています（コメント期限：2015年12月31日）。

なお、今回の意見募集は、IASBの作業計画に関するコメントのみを求めており、それ以外のIASBの活動に関するコメントは求めていません。

IASBは寄せられたコメントについて、2016年初めに公開の場で議論することを予定しており、その結果をフィードバック・ステートメントとして公表する予定です。

2. IASBによる証拠に基づく会計基準の開発

IASBが会計基準を開発する際のアプローチは、2011年のアジェンダ協議以降大きく進化しました。2011年のアジェンダ協議において、市場関係者から証拠に基づく会計基準の開発が強くIASBに要求されました。コメント提出者は、IASBが会計基準レベルのプロジェクトに取り組む前に、会計基準を変更する必要があるか否かの証拠を得るためのリサーチ（調査研究）を行うことを提案しました。

IASBの作業計画に係る新しいアプローチは、会計基準の開発における3つの主要な段階を反映して、以下の3つに区分されています。

- (a) リサーチ・プロジェクト：問題点の評価、実行可能な解決策の開発
- (b) 会計基準レベルのプロジェクト：具体的な解決策の提案、会計基準の開発
- (c) 維持及び適用プロジェクト：既存の会計基準の改訂や解釈指針の作成

① リサーチ・プロジェクト

2011年のアジェンダ協議の結果を受け、IASBはリサーチ・プログラムを導入しました。リサーチ・プログラムの目的は、把握された論点の性質及びその程度に関する証拠を集めることや、財務報告を改善する方法や不備を正す潜在的な方法を評価することにより、可能な限り財務報告に関する課題を分析することにあります。リサーチ・プログラムの主な成果は、フィードバックを受けるために、討議資料やリサーチ資料を公表することです。市場関係者からのコメントを集めた資料の分析は、IASBが会計基準レベルのプロジェクトを始めるべきか否かを判断する際に役立つことになります。

IASBは、特定のリサーチ・プロジェクトに取り組むかどうかを考えるうえで、そのリサーチが会計基準レベルのプロジェクトへと繋がる可能性があるかどうかを検討します。

② 会計基準レベルのプロジェクト

会計基準レベルのプロジェクトでは、新しい会計基準の開発や既存の会計基準の大幅な改訂を行います。論点を特定し、IASBのスタッフがその論点について、高品質で適用可能な最善の解決策を識別できる十分な証拠を入手した場合にのみ、IASBは会計基準レベルのプロジェクトに取り組むことになります。したがって、会計基準レベルのプログラムをアジェンダに追加するハードルは、リサーチ・プログラムの場合と比較して高いものとなります。

③ 維持及び適用プロジェクト

2011年のアジェンダ協議の結果、IASBはより多くのリソースを維持管理及び適用プロジェクトへ充てています。維持及び適用プロジェクトには以下が含まれます。

- (a) 既存の会計基準に係る小規模な改訂や、解釈指針を公表するプロジェクト
- (b) 適用後レビュー

維持及び適用プロジェクトの多くは、IFRS解釈指針委員会に寄せられた要望書に基づき取り組むことになります。IFRS解釈指針委員会は、IFRS解釈指針委員会自身又はIASBの作業計画プロジェクトに追加するための要件を満たすかどうかの初期的な評価を行います。その要件には、以下のようなものがあります。

- (a) 広範囲に影響を与えるか、市場関係者に重要な影響を与えているか、重要な影響を与えると予想される論点
- (b) 複数ある報告方法の削除又は削減を通して改善され得る財務報告に係る論点
- (c) 既存の会計基準及び概念フレームワークの範囲内で効率的に解決され得る論点

IFRS解釈指針委員会の評価後に、以下のいずれかが行われます。

- (a) IFRS 解釈指針委員会自身の作業計画に、①解釈指針、②範囲が限定された改訂、又は③年次改善を開発し、IASBの承認を得るためのプロジェクトを追加する。その他の方法としては、追加の設例の提案といった強制力のない指針や説明を提供することもある。
- (b) 論点の検討をIASBに依頼する。IASBはIFRS 解釈指針委員会が集めた証拠に基づいて、リサーチ・プログラムや会計基準レベルのプログラムにその論点を追加するか否かの検討を行う。
- (c) IFRS 解釈指針委員会は、論点についてIFRS教育イニシアティブに依頼する。
- (d) 一般からのコメントを求めた後に、IFRS 解釈指針委員会がアジェンダに追加しないことを決定した場合、その理由を公表する。その理由が、IFRSが既に十分なガイダンスを提供しているという場合その論点に即して、ガイダンスについて説明する。

④ 適用後レビュー

IASBは、すべての新しい会計基準及び主要な会計基準改訂について適用後レビュー（PIR）を実施することが求められています。PIRは、通常、新しい規定が適用されてから2年経過後に開始されます。

IASBはPIRの完了後、発見事項をフィードバック・ステートメントとしてまとめます。PIRの結果から、リサーチ・プロジェクト、範囲を限定した改訂、又は会計基準レベルのプロジェクトに結びつく場合もあります。

3. IASBのワーク・プラン

① 2011年のアジェンダ協議の影響

IASBは、2011年のアジェンダ協議の結果として、以下のよう述べました。

- (a) IASBの作業計画は、以下の項目に重点的に取り組む。
 - (i) 少数の主要な会計基準レベルのプロジェクトに取り組むこととし、当初は2011年のアジェンダ協議が行われた時点において進行中の4つのプロジェクト（収益認識、金融商品、リース及び保険契約）に注力する
 - (ii) 概念フレームワーク
 - (iii) 維持及び適用（適用後レビューを含む）
- (b) 作業計画にプロジェクトを追加するかどうかを決定する前に、それぞれの潜在的なプロジェクトにおける解決すべき論点を明確化するために、リサーチ・プログラムを導入する。

② 2012年－2015年におけるワーク・プランの進展

2011年のアジェンダ協議が行われた時点において進行中であった主要な会計基準レベルのプロジェクト（収益認識、金融商品、リース及び保険契約）は、予想よりも完成に時間がかかっています。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第9号「金融商品」は2014年に公表されました。リー

ス・プロジェクト及び保険契約プロジェクトは完成に近づいています。

2012年以降、IASBは以下を行っています。

- (a) リサーチ・プログラムの導入
- (b) 概念フレームワーク・プロジェクトの再開
- (c) 開示イニシアティブの開始
- (d) 料金規制対象活動に関する会計基準レベルのプロジェクトの追加
- (e) 扱う維持及び適用プロジェクトの数の増加
- (f) IFRS第8号「事業セグメント」及びIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの完了（これらの結果、IASBはIFRS第8号を改訂するための維持及び適用プロジェクト、並びに、事業の定義、のれん及び減損に係る2つのリサーチ・プロジェクトを作業計画に追加）
- (g) 「中小企業向けIFRS」の見直しの完了

③ 2015年7月31日以降のIASBの作業計画

IASBは今回のアジェンダ協議の対象期間（2016年半ば－2020年半ば）において取り組むことが予想されているプロジェクトを、5つに区分しています。上記に記載した3つの区分（リサーチ・プロジェクト、会計基準レベルのプロジェクト、維持及び適用プロジェクト）に加え、分野横断的であり、重要なプロジェクトである、概念フレームワークと開示イニシアティブは別の区分にしています。

IASBは、2015年から2020年において行われる可能性が高い、これら5つのプロジェクト区分におけるリソース配分の変化について次のように予想しています。

区分	2015－2020年に行われる可能性が高い リソース配分の変化
リサーチ・プロジェクト	リサーチ・プログラムの拡張を要因とする増加
会計基準レベルのプロジェクト	全体的な変化なし
概念フレームワーク	プロジェクトの完了予定時期である2017年以降、大幅に減少
開示イニシアティブ	プロジェクトの完了により、期間の終わりに向けて縮小する可能性あり
維持及び適用プロジェクト	全体的な変化なし

④ リサーチ・プロジェクト

リサーチ・プロジェクトの大部分は、2011年のアジェンダ協議の結果として追加されたものです。次頁の表は2015年7月31日時点でのリサーチ・プロジェクトの要約です。

プロジェクト段階	プロジェクト
評価中	事業の定義
	割引率
	のれん及び減損
	法人所得税
	汚染物質価格決定メカニズム（従前の「排出量取引スキーム」）
	退職後給付（年金を含む）
	主要財務諸表（従前の「業績報告」）
	引当金、偶発負債及び偶発資産
	株式に基づく報酬
開発中	共通支配下の企業結合
	開示イニシアティブ—開示原則
	動的风险管理
	持分法
	資本の特徴を有する金融商品
活動停止中	採掘産業・無形資産・研究開発
	外国為替換算
	高インフレ

（i）追加される可能性のあるリサーチ・プロジェクト

IFRS解釈指針委員会はIASBに対し、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関連する多くの実務上の論点を検討するように依頼しました。IASBは、挙げられたいくつかの論点については、範囲の広いプロジェクトにおいて扱う必要がある可能性があると考えています。今回のアジェンダ協議に対するフィードバックを考慮して、IASBはこれらの論点をリサーチ・プロジェクトに追加するか否かを決定する予定です。

（ii）リサーチ・プロジェクトの各段階

評価中の段階とは、財務報告における問題があるかどうか、又は追加的な活動が必要かどうかを判断するために、実務上の適用による論点を特定し、評価する段階です。

また、開発中の段階のリサーチ・プロジェクトとは、IASBにおける予備的な評価が完了し、追加調査が必要と判断されたプロジェクトをいいます。

⑤ 会計基準レベルのプロジェクト及びその他の主要なプロジェクト

2015年7月31日時点の主要プロジェクトは以下のとおりです。

デュー・プロセス段階	プロジェクト
近く基準を公表予定	保険契約
	リース
公開草案を公表済み	概念フレームワーク
近く公開草案を公表予定	開示イニシアティブ—会計方針及び会計上の見積りの変更
	開示イニシアティブ—重要性に関する実務指針
討議資料を公表済み	動的风险管理
	料金規制対象活動
近く討議資料を公表予定	開示イニシアティブ—開示原則

⑥ 概念フレームワーク

2011年のアジェンダ協議において、概念フレームワークの見直しの優先順位を高くすることについて幅広い支持がありました。これを受けて2015年5月1日、IASBは概念フレームワークの改訂案に関する公開草案を公表しました。IASBは2016年末までにこのプロジェクトを完了させる予定です。

⑦ 開示イニシアティブ

2011年のアジェンダ協議及び2013年に実施したアウトリーチの結果、IASBは開示イニシアティブに関する作業を開始しました。開示イニシアティブは、どうすればIFRSに基づいた開示を改善できるのかを探究するものであり、以下を含む多数の導入及びリサーチ・プロジェクトを含んでいます。

- (a) 開示原則に関するリサーチ・プロジェクト
- (b) IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に関する一部の開示規定の改善提案
- (c) 重要性に関する実務指針の提案
- (d) 会計方針の変更及び会計上の見積りの変更の特徴を明確にするためのIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂
- (e) 限定的な会計基準の改訂及び開示の起草に関する指針を開発することを目的とした、既存のIFRSにおける開示のレビュー
- (f) 2014年に行われたIAS第1号「財務諸表の表示」の改訂

⑧ 維持及び適用プロジェクト

2015年7月31日時点で、IASBは、解釈指針、範囲を限定した改訂、及び年次改善を開発するため、13の維持及び適用プロジェクトに取り組んでいます。これらのプロジェクトの大部分が、今回のアジェンダ協議の対象期間前に完成する予定です。ただし、新しいプロジェクトがそれらに取って代わることもあり得ます。

⑨ 活動水準

IASBは以下のように考えています。

- (a) 現在の作業計画は、財務報告を適時に改善することを可能にしている。
- (b) その作業計画の実施を可能にするうえで、現在の及び予定されたリソースで十分である。
- (c) IASB が現在の作業計画と比較して活動水準を著しく上げる場合、市場関係者は、IASB の提案を検討し、その提案に対し高品質のフィードバックを行い、その提案から生じる変更を適用するだけの十分な能力を持ち合わせないこととなる。したがって、IASB が特定の活動に重点的に取り組んだ場合には、他の活動に関する関与を相対的に低下させる必要がある。

⑩ プログラムの優先順位付け

IASBの作業計画における個々のプロジェクトに優先順位をつけ、リソース配分を行ううえで、IASBは以下を含むさまざまな要因を考慮します。

- (a) 財務報告書の利用者にとってのその論点の重要性
- (b) 解決すべき問題の緊急性
- (c) 他の進行中又は潜在的なプロジェクトとの相互関係
- (d) 解決すべき問題の複雑性及び広汎性、並びに潜在的な解決策を開発できる可能性
- (e) 個々の提案及びワーク・プラン全体を通じ、市場関係者が提案（個々の提案及び作業計画における提案全体を含む）に対応する能力
- (f) 作業計画の全体的なバランス、及び最終的に会計基準レベルのプロジェクトにつながる可能性がある進行中のリサーチ・プロジェクトの全体的なバランス
- (g) IASBのボード・メンバーの十分な時間及びスタッフのリソースの利用可能性

4. アジェンダ協議の頻度

IASBは3年に一度、作業計画について公開の協議を実施することになっていますが、主要なリサーチ・プロジェクトを完了させ、その後の主要な会計基準レベルのプロジェクトを完了させるまでに、通常は3年を超える期間を要しています。その結果として、あるアジェンダ協議において議論が行われた主要なプロジェクトの大部分が、3年経過しても依然として作業計画に残ることになります。このため、3年に一度のIASBのアジェンダ協議は頻度が多すぎるという見解があり、アジェンダ協議の間隔を5年又は7年とすることが、より現実的であると提案する人もいます。

一方で、IASBの会計基準設定に関する戦略及び優先順位に影響を与える変更について、適時な情報提供を行うために、間隔を3年とすることが適切であるとの見解もあります。

IASBは、主要なプロジェクトを完了させるための時間を考慮し、アジェンダ協議の間隔として、現在要求されている3年よりも5年が適切であると考えており、この点についてコメントを求めています。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
TEL: 03-3548-5112（代表番号）
AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.